

## 助成要綱第3条（5）

### 就労継続支援A・B型事業所等助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金助成要綱第3条（5）に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

#### 1 目的

障害者等を対象に設置されている就労継続支援A・B型事業所等の整備事業等に対し、NHK歳末たすけあい募金の趣旨に沿った助成を行い、地域福祉の向上に資することを目的とする。

#### 2 助成対象団体要件

奈良県内に拠点を置く団体等が、奈良県内に設置した事業所において、県内広域にわたり利用者の受け入れを行っている団体で、次の要件を満たしていること。

なお、社団法人・財団法人・社会福祉法人は助成対象としない。

- （1）代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること。
- （2）規約及び構成員名簿が整備されていること。
- （3）適正な経理事務がおこなわれていること。
- （4）事業の実施に必要な資金の確保が困難であること。

#### 3 助成対象事業

- （1）施設利用者の福祉の向上に資する施設整備事業
  - ア 施設の改修・修繕等の工事費
  - イ 設備及び備品の整備費
  - ウ 車両整備
- （2）通所者の就労促進に関する支援事業

#### 4 助成対象とならない事業

- （1）国または地方公共団体が経営し、またはその責に属するとみなされる事業
- （2）政党、宗教、組合等の関係者に限られている事業
- （3）その名称の如何に関わらず営利を目的とする事業
- （4）公的、または民間助成をうけている事業

## 5 助成対象事業費

3項の事業を実施するために必要な経費とする。但し、事業実施に際しての利用者負担等及び、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 事業目的以外の食糧費
- (2) 職員の人件費・旅費等
- (3) 団体の運営に要する費用

## 6 助成対象事業の選定方針

- (1) 事業の必要性・緊急性・先駆性を考慮して助成対象を選定する。
- (2) 地域の課題解決のための事業に対する支援を優先する。
- (3) 共同募金から過去に助成を受けていない団体を優先する。

## 7 助成率及び助成限度額

助成率は助成対象事業費の4分の3以内（千円未満切り捨て）とし、助成額は50万円を限度とする。

## 8 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める。

付則 この助成要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この助成要領は、平成29年7月1日から施行する。